

# 自殺未遂者相談支援事業 「いのちの相談支援事業」

( 警察と連携した自殺未遂者への支援事業 )

<p>目的</p>	<p>自殺再企図の可能性が高い自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための支援を行う</p>
<p>内容</p>	<p>保健所(保健センター)が、警察署から情報提供を受けた相談を希望する本人・家族に対して、関係機関と連携し相談支援を行う</p>

## <事業背景>

自殺未遂者は、自ら相談窓口を訪れることが少ない。

警察から情報提供を受けた対象者に対して、積極的にアプローチし、支援につなぐことが重要。

地域におけるネットワークを活用し、母子保健、教育、就労、生活保護、高齢福祉、法律関係等の分野で、切れ目のない支援を実施。

## <事業イメージ>

